

福島からのメッセージ

大河原さきさん（原発事故被害者団体連絡会（略称ひだんれん）事務局）

広島の皆様

原発事故被害者団体連絡会（略称ひだんれん）事務局の大河原さきです。

春まだ浅い福島から連帯のメッセージと、原発事故から10年が経つ福島の現状をお送りします。

2月13日に福島を襲った最大震度6強の地震は、2011年3月11日の東日本大地震の余震であると言われ、当時がフラッシュバックして体調を崩した人も多く、10年前より被害の大きかった地域もありました。

事故原発の1号機と3号機の格納容器のひび割れから、メルトダウンしたデブリの冷却水が漏れて水位と圧力の低下があり予断を許さない事態となり、原子力緊急事態宣言が未だに解除できない現実を思い知らされています。過酷事故を起こした原発は、このように終わりなき核災害の元凶となっています。

高濃度の大量の放射能汚染水はタンクにたまり続け、政府はこれらを「薄めて海洋放出するのがコストも安く現実的」との方針を決定しようとしています。県内では農林水産業の組合が反対し、全国漁連も断固反対を表明しています。県内市町村議会の実に70%が反対または慎重な対応を求める意見書を国に提出し、市民団体の抗議も行われています。しかし、国はこれらの声を真摯に聞かず、海洋放出決定のタイミングを狙っています。

原発事故の影響はこのような原発サイト内ばかりではなく、生活のあらゆるところに及んでいます。国の「復興加速化方針」に逆行する、避難、放射能汚染、被曝は、NGワードとして人々の目や耳から遠ざけられています。絶対安全だと言われていた原発が事故を起こした後は、「放射能被曝安全神話」が巧妙に流布されています。

それは、政府が帰還困難区域を除染しないで解除することや、環境省が除染した汚染土そのものに食用野菜を栽培して放射能は移行しないとする実証実験や、文部科学省の「放射線副読本2018年度改訂版」から「汚染」「子どもの被ばく感受性」などのことばが削除されるなどに表され、地元メディアもNGワード関連の記事はごく少数です。

福島県は2017年3月の避難指示区域外避難者（いわゆる自主避難者）の住宅無償提供を打ち切ったのを手始めに、避難指示区域の避難者の住宅提供も打ち切り、経済的な困窮や病気などの事情で転居したくてもできない国家公務員宿舎に入居している避難世帯に対し2019年4月から2倍の家賃を請求し、そればかりか2020年には裁判に訴えて追出しにかかっています。

福島県が今年1月末に発表した県内外への避難者数は3万6千人ですが、実際はその倍の7万人に上ると推測されます。国も福島県も、放射能汚染が続く福島を証明する存在である避難者を切り捨てようとしています。避難者の権利は、原発事故の加害者である国が守るべきです。

10年経った今でも福島の空間放射線量は、低いところでも事故前の2倍~3倍はあります。福島で暮らすことは低線量被曝、内部被曝に晒されることです。昨年7月の「黒い雨裁判」の判決は、低線量被曝、内部被ばくについて認めた今までにない画期的な内容でした。そのため国は原発事故損害賠償裁判への波及を恐れ、すぐさま控訴しました。私たち原発事故被害者団体連絡会は、広島を代表する5団体共同で、控訴の取り下げを求めて抗議声明を発出し、厚労省、広島県、広島市に手渡しました。

「黒い雨裁判」の原告は高齢の方が多く中こここで頑張ってくられ、低線量被曝、内部被曝を司法の場で認めさせました。核兵器と核発電の違いはあれ、同じ核の被害者として福島が広島の闘いを引き継いでいかななくてはと思っています。

今回は新型コロナウイルスのため広島を訪ねることができずとても残念ですが、皆さまとつながりができて本当にうれしく思っています。遠く離れても思いを一つにして、核被害のない世界の実現と、被害者の人権を守る活動を続けていきます。本日は発言の機会をありがとうございました。